

一般公募で採択された受入れ機関ご担当者様へ

さくらサイエンスプラン(SSP) ビザ申請支援のご案内

As of March, 2018

SSPIによる招へいでは、国により「1次有効の短期滞在ビザ(短期商用等)」の取得が必要となります。本資料を参考に必要な手続きをお願いいたします。

1. 下記の外務省ホームページより短期滞在ビザの要否とその申請手続きをご確認ください。

- **ビザ(査証)要否の確認** ビザ免除国・地域(短期滞在)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>
- **ビザ申請手続き** ビザ・日本滞在
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>

2. 招へい者がビザの取得が必要な場合、下記の2種の申請方法からいずれかを選択し、お手続きください。

1) さくらサイエンスプラン(SSP)ビザ申請支援を利用される場合

※ **SSP認定状** (Letter of Certificate) **を得て、申請いただくものです。**

SSP認定状は、SSPに参加する為の来日であることを認定する英文書類で、**本認定状を得てビザの申請をされますと、身元保証書、招へい理由書等の作成が原則不要となるほか、査証手数料(ビザ手数料)が免除となる可能性があります。**

※ **ビザの申請支援は、ビザの発給を保証するものではありません。**

2) ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関のよる自己申請)

通常のビザ(査証)申請書類が必要となります。

個人情報の保護に細心の注意をお払ください

注意事項 1: ビザ申請支援を利用される場合は、プログラム開始9週間前(※)までに、ビザ申請者リストをご提出いただく必要があります。関係省庁へのビザリストの提出は、概ね2週間に1回となります。個別の案件について緊急対応等はできませんので、ご了承ください。(申請、受領を急ぐ場合には、通常のビザ申請(自己申請)をお勧めいたします。)
(※) **提出期限を過ぎた場合には、上記2)の「ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)」にてご対応ください。**

注意事項 2: 契約締結で承認された交流計画期間を超えて日本に滞在する場合(例:全行程12日の内10日分をSSPで負担)は、本申請支援の**対象外**となります。この場合、上記2)の「ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)」にて手配ください。

注意事項 3: 招へい者が出身国以外の在外公館でビザ申請する場合(例 留学先での申請)は、事前に当該公館に申請の可否をご確認ください。

注意事項 4: 国により、旅券(パスポート)の有効期限が6か月以上残っていないと出国できない場合がありますので、事前にご確認ください。

ビザ申請支援に関する問い合わせ先:

国立研究開発法人科学技術振興機構 さくらサイエンス交流事業推進室
〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ5階
Tel: 03-5214-8996 Fax: 03-5214-8445 担当: 加瀬、高田、加藤

さくらサイエンスプラン(SSP)ビザ申請支援を利用した場合の手続き

科学技術振興機構 (JST)	受入れ機関
<p>受入れ機関へさくらサイエンスプランの採択を通知</p> <p>来日約8～7週間前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『ビザ申請者リスト』の情報を基に『SSP認定状』を作成し、受入れ機関へ簡易書留で郵送 ・招へい者の情報を関係省庁へ提出(リストに記載の情報は、最終的にビザ申請先の在外公館へ情報提供されませう。) <p>来日3週間前</p> <p>ビザ申請が可能になった段階で、(関係省庁から、MOFA Message発出の通知が届いたら)受入れ機関に連絡</p>	<p>来日9週間前まで *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、招へい者を選定し、必要な情報(パスポートコピー、現住所等)を入手してください。 ・さくらサイエンスプランのホームページからビザ申請者リストをダウンロードし、必要情報を記入し、来日9週間前までに『ビザ申請者リスト』をメールに添付してJSTへ送信してください。 ・リストを9週間前までに提出できない場合には、受入れ機関による自己申請)にてご対応ください。 ・ビザ申請先の在外公館(日本大使館/総領事館)の休館日にご注意ください。 日本及び送り出し国の連休(受入れ機関、送り出し機関の長期休暇を含む)等を挟む場合には、その期間を除いて9週間前までにリストをご提出ください。 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ビザ申請者リスト提出先 【e-mail】 ssp@jst.go.jp 【件名(必須)】ビザ申請支援:(受付番号).(受入れ機関名)</p> </div> <p>※リスト記入時の注意点: ビザ申請書リストに記入する、招へい者の氏名、生年月日、性別の情報に、記入間違いがないか、必ず確認をしてください。関係省庁に提出後の訂正はできませんので、ご了承ください。</p> <p>来日約8～6週間前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JSTからSSP認定状を受領 ・受領した『SSP認定状(Letter of Certificate)』(原本)の内容を確認し、送出し機関へ発送してください。 <p>【注意】招へい者に、以下のことをお知らせください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この時点でビザ申請を行わないこと、 ・受入れ機関からの申請可能な連絡(MOFA Message発出の連絡)を待つこと <p>来日3週間前</p> <p>JSTからのビザ申請可能(MOFA Message発出)の連絡を受けたら、招へい者/送出し機関に連絡し、ビザ申請の手続きを進めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※代理申請機関を介した申請が定められているフィリピン、中国以外では、必ず在外公館で申請してください。(代理申請機関やビザセンターで申請の場合は、ビザ発給手数料免除の対象とならない場合があります。) ※代理申請機関や民間事業者を利用した場合には、別途手数料が必要となります。 <p>【注意:変更発生時の対応】</p> <p>招へい者の来日キャンセルや支援手続き完了後の自己申請への切替、またはビザ申請時にトラブルが発生した場合には速やかにJSTにご連絡ください。</p>

ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関のよる自己申請)の手続き

受入れ機関

1. 外務省ホームページで短期滞在ビザの申請方法を確認し、送出し機関と調整

海外渡航・滞在>ビザ・日本滞在: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/#section1>

1.申請方法→該当する国名→『1次有効の短期滞在ビザを申請する手続の概要(PDF)』を参照

2. ビザ申請に必要な情報を招へい者から入手

3. 必要書類を準備し、招へい者へ送付

書類例:①招へい理由書、②滞在予定表、③身元保証書、④その他 ※①、②、③は外務省ホームページから入手可能です

注: 招へい理由書を作成する際、招へい目的にSSP(さくらサイエンスプラン)と記載する場合には、「招へい目的はSSP(さくらサイエンスプラン)であるが、ビザの発給支援は受けない為、通常のビザ申請書類として受理ください」という趣旨の一文を必ず記入してください。

本資料は、外務省のビザ(査証)申請を参考に作成したものです。(2018年3月現在)

申請方法は招へい者の国籍、パスポートの種類、渡航目的等によって異なりますので、手続きの詳細については、外務省および申請先在外公館のホームページをご参照の上、必ず最新情報をご確認ください。

また、必要に応じて在外公館にもお問い合わせください。

***注 1:** フィリピン国籍、もしくは中国在住で中華人民共和国の国籍を有する招へい者は、在外公館が指定する代理申請機関での申請となります。
詳細は下記外務省ホームページで最新の情報をご確認ください。

フィリピン <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/philippine.html>

中国 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/china.html>

***注 2:** インドおよびタイでは大使館への申請のみ代理申請機関を通して行います。

両国とも大使館と総領事館で申請方法が異なりますのでご注意ください。

インド <http://www.in.emb-japan.go.jp/visa%20info.html>

タイ <http://www.th.emb-japan.go.jp/en/consular/visaindex.htm#exemption>

***注 3:** ベトナムでは大使館の申請のみ、ビザ発給まで8業務日が必要となります。

平成30年度から自己申請によるビザ発給に係る査証手数料(ビザ手数料)について、支援対象経費として認められる場合があります。

詳細は「事務処理要領」をご確認ください。